(趣旨)

第1条 この要綱は、国や群馬県の間伐補助金の対象とならない高林齢の森林の間伐に要する経費について、予算の範囲内で藤岡市高林齢間伐整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業区分、事業内容、補助対象者、補助対象森林、補助 対象経費及び補助単価は、別表に掲げるとおりとする。

(手続等の委任)

第3条 市長は、森林所有者が補助金の交付を受けようとするときは、事業(変更)計画書、 補助金交付申請及び補助金実績報告書に関する手続き並びに補助金の請求・受領の権限 について、市内の林業経営体を代理人に定めて、その権限を委任できるものとする。この 場合において、委任状(様式第1号)が当該事実を証するものとする。

(事業計画の承認申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高林齢間伐整備 事業計画承認申請書(様式第2号)を毎年7月末日までに市長に提出しなければならない。 (事業計画の承認及び補助金の内示)
- 第5条 市長は、前条の規定により提出された事業内容を審査し、適当と認めたときはその 承認及び補助金の内示を高林齢間伐整備事業計画の承認及び補助金内示通知書(様式第 3号)により行うものとする。

(事業計画の変更承認申請)

第6条 申請者は、前条に規定する通知を受けた後、事業等の内容等について変更が生じた ときは、高林齢間伐整備事業計画変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出す るものとする。

(補助金の変更内示)

第7条 市長は、前条の規定により提出された事業内容を審査し、適当と認めたときはその 承認及び補助金の変更内示を高林齢間伐整備事業計画変更(中止)の承認及び補助金変更 内示通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付申請)

- 第8条 申請者は、高林齢間伐整備事業費補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。
- (1) 高林齢間伐整備事業実施計画明細書(様式第7号)
- (2) 暴力団排除に関する誓約書(様式第8号)
- (3) 受託契約書(森林所有者が、林業経営体と森林整備に関する契約を締結したもの)
- (4) 位置図 (1/50,000 程度のもの)

(5) 施業図 (1/1,000 程度のもの)

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と 認めたときは高林齢間伐整備事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第9号)によ り申請者に通知するものとする。

(補助対象の変更又は中止)

- 第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。) は、補助対象等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、高林齢間伐整備事業補助 金変更(中止)交付申請書(様式第10号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、 補助金の交付の決定の変更を適当と認めたときは、高林齢間伐整備事業補助金変更(中止) 交付決定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに高林齢間伐整備事業補助金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 高林齢間伐整備事業報告明細書(様式第13号)
- (2) 位置図 (1/50,000 程度のもの)
- (3) 施業図 (1/1,000 程度のもの)
- (4) 施業写真(施業前後及び施業中)
- (5) 林小班ごとの間伐率がわかる書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、 及び必要に応じて実地で調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交 付すべき補助金の額を確定し、高林齢間伐整備事業補助金確定通知書(様式第14号)に より補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高林齢間伐整備事業補助金請求書(様式第15号)を市長に提出するものとする。 (補助金の配分)
- 第14条 第3条の規定により、補助金の受領の委任を受けた林業経営体は、当該補助金を30日以上滞留させる等みだりに遅延し、又は他に流用することがないようにし、当該補助金の受領後、速やかに当該委託者に対し、補助金を支払い、かつ、状況を明らかにした書類を整理するとともに、当該補助金受領後30日以内に高林齢間伐整備事業補助金交付実績書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

- 第15条 市長は、藤岡市補助金等に関する規則第9条の各号に定める事項に該当すると きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、高林齢間伐整 備事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により補助事業者に通知するものとす る。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、高林齢間伐整備事業補助金返還命令書(様式第18号)により補助事業者へ期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業者の義務)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、10年以内に当該補助事業の施業地の森林以外の用途への転用(補助事業の施業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権若しくは地上権の設定をさせた後、当該補助事業の施業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施業地上の森林の主伐を行おうとする場合には、あらかじめ造林地転用等届出書(様式第19号)を市長に提出するとともに、当該転用等(転用又は主伐をいう。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還するものとする。ただし、再造林のための主伐又は公用、公共用及び天災その他やむを得ない理由により転用等をする場合において、補助金相当額の減免についての申請をする旨を付記し、承認を受けた場合は、この限りではない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。